

岐阜県公報

目次

告 示

道路の供用開始
建築基準法に基づく数値等の変更

(道路維持課) 四九三
(建築指導課) 四九三

公 示

平成三十年度クリーニング師試験の実施
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
施設警備業務に係る二級検定の実施

(生活衛生課) 四九四
(商業・金融課) 四九五
(生活安全総務課) 四九六

雑 報

「一般国道十九号瑞浪恵那道路 環境影響評価書 平成二十六年四月」に基づく事後調査報告書(平成二十九年)の公告

(環境管理課) 四九八

告 示

岐阜県告示第三百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年七月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	大井線	郡上市美並町山田字川バタ一三〇六番地先から 同市同町同字夏焼平一二二五番二一地先まで	三五・五	平成三〇・七・三	平成二七・一・三〇

岐阜県告示第三百九十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第七号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二並びに別表第三五の項(の欄)の規定により数値等を次のとおり変更するので告示する。

第二千九百六十八号

平成三十年七月三十一日

(火曜日)

<p>平成三十年七月三十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 変更する区域 本県都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域</p> <p>二 区域の区分及び制限の数値 次のとおりとする。</p> <p>「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課 岐阜県岐阜・西濃建築事務所及び本県市産業建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>三 適用年月日 平成三十年八月一日</p>	<p>公 示</p>	<p>平成三十年七月三十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>平成三十年度クリーニング師試験の実施</p> <p>クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成三十年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。</p> <p>平成三十年七月三十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 試験日時 平成三十年十一月十一日（日） 午前十時から</p> <p>二 試験場所 岐阜県クリーニング会館（岐阜市須賀四丁目八番四号）及びOKBふれあい会館（岐阜市藪田南五丁目一四番五三号）のうち岐阜県が指定する場所</p> <p>三 試験科目 1 衛生法規に関する知識</p>
<p>2 公衆衛生に関する知識</p> <p>3 洗たく物の処理に関する知識</p> <p>4 洗たく物の処理に関する技能</p> <p>(一) 繊維の鑑別</p> <p>(二) ワイシャツのアイロン仕上げ</p> <p>四 受験資格</p> <p>1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者</p> <p>2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者</p> <p>五 受験手続</p> <p>1 願書等配布期間 平成三十年九月三日（月）から同年十月五日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>2 受付期間 平成三十年九月十九日（水）から同年十月五日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。なお、郵送による受験申込みは、平成三十年十月五日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。</p> <p>3 配布及び受付場所 県保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課 なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒五八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号）に提出してください。</p> <p>4 提出書類</p> <p>(一) 受験願書</p> <p>(二) 履歴書</p> <p>(三) 写真（手札形（縦一センチメートル、横八センチメートル）とし、出願前六か月以内に正面から撮影した無帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名及び生年</p>		

月日を記載すること。)

(四) 受験資格を証する書類(学校の卒業証明書等。ただし、氏名に変更があった者は、氏名の変更の変遷が分かる出願前三か月以内に作成した本人の戸籍抄本(必要がある場合は、除籍抄本等)の原本を添付してください。)

5 受験手数料

七千円分の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください(消印しないこと。)

六 合格発表

平成三十年十一月二十七日(火)午前十時

合格者の受験番号は、県庁、県保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示するとともに、岐阜県ホームページに掲載します。また、合格者には合格通知書を送付します。

七 試験結果の提供

クリーニング師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

クリーニング師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階)及び県保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還しません。

2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部生活衛生課(電話〇五八 二七二 一一一一 内線二五八七)、県保健所又は岐阜市保健所に問い合わせてください。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年七月三十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年七月十七日

二 届出者の氏名又は名称

ミニストップ株式会社

株式会社ユタカファーマシー

三 建物の名称及び所在地

旭ヶ丘十丁目物販店舗

多治見市旭ヶ丘十丁目六 二三三

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ミニストップ株式会社 代表取締役 藤本 明裕

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号

株式会社ユタカファーマシー 代表取締役 高柳 昌幸

大垣市林町十丁目一三三九番地一

(変更後) ミニストップ株式会社 代表取締役 藤本 明裕

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号

株式会社ユタカファーマシー 代表取締役 高柳 昌幸

大垣市林町十丁目一三三九番地一
 株式会社リカーマウンテン 代表取締役 山根 伸太
 京都府京都市下京区四條通高倉西入ル立売西町八二 京都恒和ビル四階

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年七月三十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成三十年七月十七日
- 二 届出者の氏名又は名称
ミニストップ株式会社
株式会社ユタカファーマシー
- 三 建物の名称及び所在地
旭ヶ丘十丁目物販店舗
多治見市旭ヶ丘十丁目六 二三三
- 四 変更しようとする事項
駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 二二台
(変更後) 二二台
荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 九五平方メートル

(変更後) 九五平方メートル
 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 一一・一九立方メートル

(変更後) 一九・五九立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) ミニストップ株式会社 二十四時間

株式会社ユタカファーマシー 午前九時～午後十時

(変更後) ミニストップ株式会社 二十四時間

株式会社ユタカファーマシー 午前九時～午後十時

株式会社リカーマウンテン 午前十時～午後八時

施設警備業務に係る二級検定の実施

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定に基づき警備員等の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成三十年七月三十一日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

- 一 検定に係る警備業務の種類及び級
規則第一条第二号に規定する施設警備業務に係る二級検定
- 二 検定の実施日時及び場所
1 学科試験
(一) 実施日時
平成三十年十月三十一日（水）午前十時から正午まで（受付時間は、午前九時三十分から午前九時五十分までとする。）
(二) 実施場所
岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部（二階玄関において受付を行う。）
2 実技試験
(一) 実施日時

平成三十年十一月十五日（木）午前九時から午後五時まで。
なお、受験者数により日程変更を行う場合は、学科試験後に通知する。

(二) 実施場所

岐阜県瑞穂市十九条四一三番地一 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター

三 受検定員

二十人

四 受検資格

岐阜県内に住所地を有する者又は岐阜県内に所在する営業所に属する警備員

五 検定内容

学科試験及び実技試験とし、その内容は、次のとおりとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験の受験者については、試験の途中において合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになった場合には、その時点で試験を中止する。

1 学科試験

- (一) 警備業務に関する基本的な事項
- (二) 法令に関すること。

- (三) 警備業務対象施設における保安に関すること。

- (四) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

- (一) 警備業務対象施設における保安に関すること。

- (二) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定の申請方法

1 受付期間

土曜日、日曜日及び祝日を除く平成三十年十月五日（金）から同年十月十九日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは、受付を締め切る。

なお、代理人による申請及び郵送等による申請は、認めない。

2 申請先

次のいずれかの警察署生活安全課とする。

- (一) 岐阜県内に住所地を有する者にあつては、当該住所地を管轄する警察署
- (二) 岐阜県外に住所地を有し、岐阜県内に所在する営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

3 申請時の提出書類

検定申請書（規則別表第一号）

添付書類

- (一) 岐阜県内に住所地を有する者は、当該住所地を疎明する書面
- (二) 岐阜県外に住所地を有し、岐阜県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所に属することを疎明する書面

写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

4 受検手数料

一六、 円（岐阜県収入証紙により検定申請時に納入すること。なお、既納の受検手数料については、還付しない。）

七 受検日の服装及び持ち物

1 学科試験

受験票（申請時に交付されたもの。なお、持参しない場合は、受検を認めない。）、身分証明書（運転免許証等の顔写真が貼付されたもの）及び筆記用具

2 実技試験

受験票、身分証明書、筆記用具及び体育館シューズ
なお、警備員である者は、勤務時の制服、制帽等を着用すること。

八 問合せ先

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 電話（五八）二七一 二四二四 内線三 二二六

雑報

「一般国道十九号瑞浪恵那道路 環境影響評価書 平成二十六年四月」に基づく事後調査報告書（平成二十九年度）の公告

岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第三十八条第一項の規定により事後調査報告書を作成したので、同条例第三十八条の二第一項の規定により、次のとおり公告します。

平成三十年七月三十一日

国土交通省中部地方整備局
中部地方整備局長 塚原 浩一

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名 称 国土交通省 中部地方整備局
 - 2 代表者の氏名 中部地方整備局長 塚原浩一
 - 3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号
- 二 対象事業の名称及び種類
 - 1 名称 一般国道十九号
 - 2 種類 一般国道の改築（環境影響評価法第一種事業）
- 三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間
 - 1 縦覧場所
岐阜県環境生活部環境管理課、瑞浪市役所建設部都市計画課、恵那市役所建設部建設課、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所計画課
 - 2 縦覧期間 平成三十年八月一日（水）から平成三十年八月三十日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
 - 3 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで（縦覧場所によっては異なることがあります。）
- 四 インターネットによる公表
事後調査報告書は、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所ホームページ（<http://www.cbr.mlit.go.jp/tajimi/index.html>）においてもご覧いただけます。
- 五 問合せ

1 問合せ先 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所計画課
多治見市小田町四丁目八番六号

TEL 〇五七二 二五 八〇二六

2 受付日時 毎日午前八時三十分から午後五時十五分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

平成三十年七月三十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社